

横福指第 208号
令和3年（2021年）3月30日

介護サービス事業者 様
第1号事業者 様

横須賀市福祉部長
(公印省略)

令和3年度介護報酬改定に伴う利用者等への重要事項説明書の説明等について
(通知)

日頃から、本市福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、介護サービス事業者等は、介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者等に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（以下「重要事項説明書」という。）を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者等の同意を書面で得る必要があります。

令和3年度介護報酬改定により利用料金等が変更されることに伴い、重要事項説明書、契約書、運営規程、料金表等を変更した上で、利用者等への説明等の対応が想定されますが、取扱いについては下記のとおりとしますので、適切に対応いただくようお願いいたします。

なお、本取扱いは令和3年度介護報酬改定に係る事項に限るものとしますので、その他の事項に係る変更等が生じる場合は、従前どおりの取扱いとなりますのでご注意ください。

記

1 重要事項説明書及び契約書の取扱いについて

(1) 利用者等への説明及び同意について

重要事項説明書及び契約書の内容を変更する場合には、再契約や改めて重要事項の説明を行い、同意を得ることが適切と考えられますが、利用者の保護及び事業者の事務負担の軽減の観点から、重要事項説明書及び契約書全ての取り交わしは不要とし、令和3年度介護報酬改定に係る利用者負担額の変更について明示した書面を用いて説明し、利用者等に十分に理解を得た上で、同書面に利用者等の同意を署名・捺印等で得る方法も可能とします。

同意期限：令和3年4月末日まで

(2) 電磁的取扱いについて

基準省令の改正により、令和3年4月1日からは、事前に利用者等の承諾を得て、書面に代えて、次に掲げる電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることも可能です。

ア 電磁的方法による交付は、基準省令の規定に準じた方法によること。

イ 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。

ウ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業所等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。

エ 電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

2 運営規程等の取扱いについて

(1) 変更に伴う届出

令和3年度介護報酬改定に係る事項（利用料金を含む。）の変更に関し、本市への届出は不要とします。

ただし、その他の届出を要する事項に変更があった場合は、速やかに届け出てください。

(2) 掲示等

令和3年度介護報酬改定に係る事項を変更後に、令和3年4月1日以降、速やかに事業所等内に掲示等してください。

3 その他

令和3年9月30日まで、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数（0.1%上乗せ）を算定することとされていますが、重要事項説明書、契約書、運営規程、料金表等に記載する額については、上乗せ前の告示上の単位数及びこれを基にした額とし、注釈等を付記する等によりその旨明示してください。

事務担当：横須賀市福祉部指導監査課

指導監査第1係 電話 046 (822) 8162

指導監査第2係 電話 046 (822) 8393

FAX 046 (827) 0566